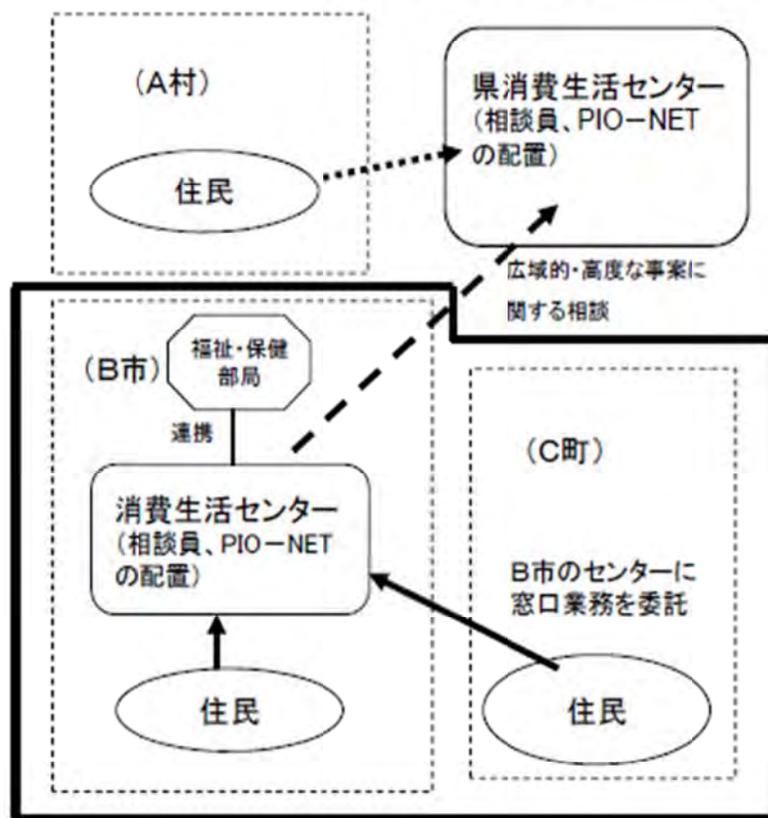


第8章 今後の地方消費者行政の充実・強化の進め方について

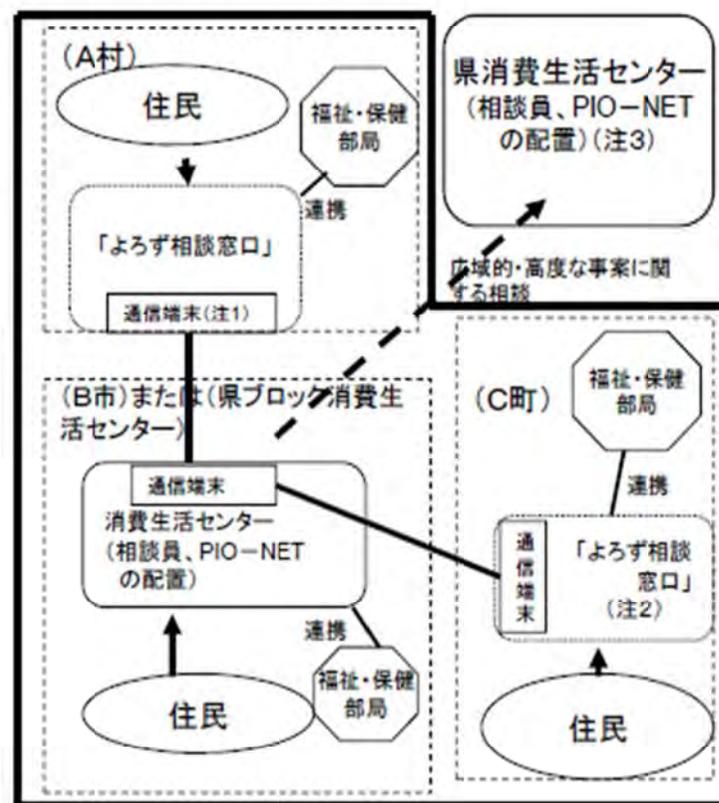
- 上記第2章～第7章までで述べた地方消費者行政の充実・強化策の実施に当たっては、以下のとおり、可能な限り速やかに対応すべきである。
- 特段の法改正や予算対応を要しない措置、例えば、望ましい広域連携の在り方や、消費生活相談員の処遇・研修等に係る具体的な指針の策定等については、平成23年度以降直ちに対応に着手することが望ましい。
- また、よろず相談窓口を含め、消費生活相談を受け付ける窓口については、平成24年度中には、全市町村で設置することができるよう国としても支援を行っていく必要がある。
- もっとも、各市町村における消費者行政の十分な定着を図る上では、窓口での相談対応の充実や出前講座等による啓発活動等を通じて住民の間での支持・理解を深めるとともに、福祉等他の行政分野との連携体制の強化等を図る必要がある。そのためには、集中育成・強化期間終了後さらに数年の期間を要すると考えられる。したがって、地域における消費者行政の定着に向けて、平成25年度以降も国として、様々な施策を組み合わせ対応する必要がある。
- その他法執行の強化等に係る法令改正等が必要な事項やPIO-NETの入力事務に係る国の財政負担の検討については、平成23年度以降、速やかに作業に着手し、遅くとも平成24年度には、実施されることが望ましい。

(別紙1)望ましい広域連携の在り方

(現状の相談体制)



(都道府県内の一部地域での新たな連携)

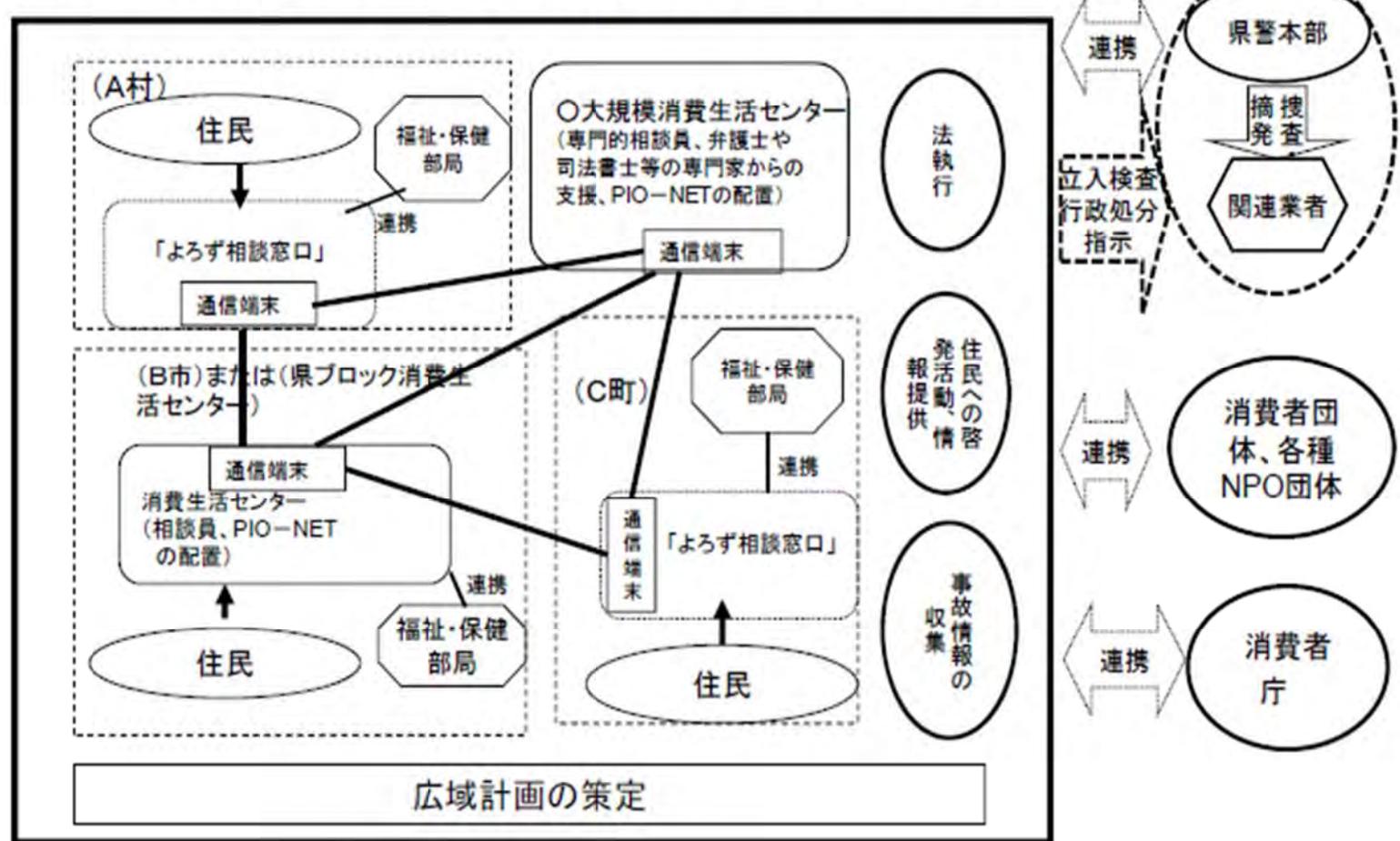


(注1) IT電話やTV電話など画像・音声について双方向交信が可能な情報通信端末等を設置することを想定。

(注2) よろず相談窓口は、原則、正規職員対応ながら、C町等中規模の自治体においては週1、2日は、消費生活相談員が対応。

(注3) 県庁所在地等にある大規模な県消費生活センターを想定。

都道府県とその域内の市町村による広域連携(広域連合の場合)(注4)



(注4) 都道府県単位の連携を行う方式としては、広域連合以外にも一部事務組合方式や協議会方式が考えられる。

		利 点	留意点	対応策等
都道府県内の一部地域での広域連携	一部地域の市町村による連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の市町村で連携する場合には設立に向けての意向集約が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核的な市以外の市町村の消費者行政が空洞化していく懸念。 ○ 中核的な市の負担が重くなる懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が示す連携のひな型（以下、「ひな型」という。）において、各市町村は少なくともよろず相談窓口で、消費生活相談を受け付け、必要に応じて相談員配置を図るなど連携前よりも窓口充実を図るべきである旨明記するほか、分担金の在り方を示すことで参加市町村間の負担のバランスを図る。
	一部地域の市町村と都道府県の振興局（事務所）等の出先機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の振興局（事務所）等の出先機関が加わることによって、都道府県が蓄積している専門的知見の活用を図ることができる。 ○ 一部地域での設立によることから意向集約が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の消費者行政が空洞化していく懸念 ○ 各市町村での相談窓口体制が多少とも充実したところで、都道府県が手を引く懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に加え、ひな型において、市町村の要請があった場合には、都道府県も広域連携に参加することが求められる旨を明記する。
都道府県とその域内の市町村による広域連携		<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員などの専門的人材確保やその育成を図るための広域的な人事ローテーション ○ 広域にわたる相談員間、相談員・行政職員間の情報共有・連携強化を図ることが可能 ○ 複雑な事案に係る相談を大規模消費生活センターにつなぐ際等の個人情報問題を回避 <p>《広域連合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の処分権限を移譲することで、事業者指導を行う上での実効性を強化 ○ 広域計画を作成することで、消費者教育や啓発活動、事故情報の収集など関連する事務を効果的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県内の市町村の意向を集約するのに手間を要する。 <p>《広域連合・一部事務組合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長の選任や議会を設立するなどの手続負担が重い。 ○ 県庁・市町村役場から切り離されて、他部署との連携が希薄化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひな型を示すことにより意向集約を促進。 <p>《広域連合・一部事務組合の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひな型において、以下の点を示す。 <ol style="list-style-type: none"> ①現在の担当部署の執務場所を原則維持。 ②各市町村との兼任職員を配置して、他部署との連携を図る。 ③基準財政需要額の一定割合を分担金として拠出する旨ひな型に明記。